

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により鹿児島市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を令和3年12月17日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課において縦覧に供する。

令和3年12月17日

鹿児島県知事 塩田康一

1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）西松屋鹿児島卸本町店

鹿児島市卸本町7番25

2 意見の対象となった届出及び届出年月日

法第5条第1項の規定による届出事項の新設に関する届出

令和3年7月12日

3 意見の概要

(1) 交通関係について

ア 従業員や店舗利用者に対し、公共交通を周知するとともに、その利用を促すよう努めること。

イ 店舗の新設にあたっては、来店者をはじめ周辺地域を通行する歩行者等の交通安全の確保や付近道路交通への支障回避など、交通安全対策に万全を期すこと。

ウ 交通管理者（県交通規制課）との協議、指摘等により既設道路の改良、出入口等に変更が生じた場合は、その都度道路管理者（谷山建設課）とも協議を行うこと。

エ 施設開店後の対策について

(ア) オープン時期・お盆・正月・連休等、来店者による交通量が増加する特異日において周辺地域への影響対策を行う際は、交通管理者、道路管理者等と連携を図り適切な対応を行うこと。

(イ) オープン時期・お盆・正月・連休等、来店者による交通量が増加する特異日における影響対策については、周辺事業所等に対し周知徹底を行うこと。

(ウ) 施設来店者数、入出庫台数、周辺地域の交通量等定期的な調査を行い、その情報においては、行政及び周辺事業所等へも積極的に提供を行うこと。

(2) 駐車・駐輪場について

ア 駐輪場、自動二輪車駐車場の案内看板を設置し、利用者への周知を図ること。

イ 駐輪場には施錠バーを設置するなど、盗難防止対策に努めること。

ウ 駐輪場、自動二輪車駐車場については、防護柵、車止め等を設置するなど、自動車の駐車区画と明確に区別して、利用者の安全性の確保を図ること。

エ 利用車両が収容できない場合には、別途確保すること。

オ 路外駐車場の設置にあたり、駐車場法第11条及び第12条に該当する場合は必要な手続きを行うこと。

カ 来客の自動車を駐車場へ案内する経路及び方法について

(ケ) 誘導案内広報、適切な誘導員の配置により、届出計画を徹底すること。

(イ) 店舗駐車場の出入口において誘導等を徹底し、交差点、店舗北側（市道卸団地10号線）及び東側（市道卸団地13号線）市道の渋滞を招かないよう状況に応じた適切な対応を行うこと。

(3) 環境保全（騒音・廃棄物等）について

ア 次の事項を検討し、環境保全・公害防止のための対策をとること。

(ケ) 鹿児島市環境保全条例の特定施設（定格出力が5.5kW以上の圧縮機等）を設置する場合は必要な届出を設置30日前までに行うこと。

(イ) 特定工場等に該当する場合、規制基準を遵守すること。規制基準を超えていることが判明した場合は規制基準を遵守できるよう追加で対策を講じること。

(ウ) 自動車の駐車の用に供する面積が500㎡以上となる場合は、鹿児島市環境保全条例に基づき、看板、書面等により利用者にアイドリング・ストップを行うよう周知すること。

(エ) 店舗周辺住民等から騒音、振動などに関する苦情の申し立てがあったときは、誠意をもって対処すること。

イ 防犯、騒音対策等も含めた良好な生活環境の保持についても十分な対策を講ずること。

ウ 一般廃棄物と産業廃棄物の区分、分別を徹底し、排出抑制とリサイクルに努めること。

エ 一般廃棄物と産業廃棄物の収集運搬、処分の委託にあたっては、廃棄物処理業の許可の有無、委託する廃棄物が事業範囲に含まれているかを確認して委託すること。なお古紙類や産業廃棄物については、鹿児島市が運営する施設では処理できないので注意すること。

オ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関係法令に基づく報告を行うとともに、事業活動に伴い多量（月平均500kg以上）の一般廃棄物を排出する場合は、鹿児島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例・規則に基づき一般廃棄物の減量に関する計画書を作成すること。

(4) 都市計画について

当該地は、以下の区域等に該当している。

ア 都市計画においては「用途地域（準工業地域）」、「特別用途地区（第一種特定建築物制限地区）」に指定されている。

イ かがしまコンパクトなまちづくりプランにおいては「居住誘導区域内」、「都市機能誘導区域外」に該当していることから、物販店舗（150㎡以上）の建築を目的とした開発等を行う場合は、都市再生特別措置法に基づき着手の30日前までに届出を要する。

(5) 景観について

屋外広告物を掲出する場合には、本市屋外広告物条例を遵守し、許可を受ける必要がある場合には遅滞なく所定の手続きを行うこと。

(6) 建物について

建築基準法及び関係規定を遵守すること。

(7) その他

所有し，占有し，又は管理する土地，建物，工作物その他資機材等について，地域住民等の安全に十分配慮し，適正に管理するとともに，工事中においても防災対策等も含めた良好な生活環境の保持についても十分な対策を講ずること。